

高齢者等GPS端末機利用助成事業実施要綱

制定	平成 12 年 7 月 26 日	区長決定 要綱第 124 号
改訂	平成 13 年 4 月 1 日	要綱第 124 号
改訂	平成 19 年 4 月 1 日	要綱第 22 号
改訂	平成 21 年 3 月 31 日	要綱第 220 号
改正	平成 28 年 1 月 6 日	要綱第 3 号
改正	平成 29 年 5 月 22 日	要綱第 89 号
改正	平成 30 年 4 月 1 日	要綱第 74 号
改正	平成 31 年 3 月 6 日	要綱第 36 号
改正	令和 5 年 4 月 1 日	要綱第 87 号
改正	令和 7 年 4 月 1 日	要綱第 65 号

(目的)

第1条 この要綱は、認知症の症状またはその可能性により行方不明になる恐れのある65歳以上の高齢者および65歳未満であっても若年性認知症に該当する者（以下「高齢者等」という。）ならびに在宅で介護する家族等（以下「介護者」という。）に対しGPS端末機利用に係る初回に必要な費用（以下「初期登録料」という。）および月額基本料金（以下「月額料金」という。）の助成を行うことにより、高齢者の早期発見と安全の確保に役立て、介護者の精神的・経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業の助成対象者は、区長が協定を締結した事業者（以下「協定事業者」という。）が提供するGPS端末機の利用を希望する者のうち、次の要件のいずれかに該当するものとする。

- (1) 区内に住所を有する高齢者等で、行方不明時に高齢者等の位置を確認後、迎えに行くことのできる者がいること
- (2) その他区長が特に必要と認めた者

(申請)

第3条 助成を受けようとする介護者（以下「申請者」という。）は、高齢者等GPS端末機利用助成申請書（第1号様式）により区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の申請があったときは、資格要件に該当するか否かを審査し、助成の可否を決定する。

3 区長は、前項の決定をしたときは、高齢者等GPS端末機利用助成決定通知書（第2号様式）または高齢者等GPS端末機利用助成申請却下通知書（第3号様式）により

申請者に通知する。

- 4 区長は、前項の規定により、高齢者等GPS端末機利用助成決定通知書による通知を行うときは、併せて協定事業者に対し、高齢者等GPS端末機利用助成通知書（第4号様式）により通知する。

（GPS端末機利用契約）

第4条 助成決定を受けた申請者（以下「利用者」という。）は、GPS端末機の利用について、協定事業者と契約を締結し、当該契約に基づいて、当該事業者からGPS端末機の提供を受けるものとする。

- 2 協定事業者は、利用者がGPS端末機の利用を開始したときは、高齢者等GPS端末機利用開始通知書（第5号様式）により、区長に通知するものとする。

（助成の内容）

第5条 区は、利用者が選択したGPS端末機に応じて、次の各号に規定する内容を助成する。

- (1) 初期登録料
- (2) 月額基本料金（上限額 650 円）。ただし、月額基本料金と上限額 650 円を比較し、低い方の金額とする。
- 2 初期登録料の助成は、利用者が介護する高齢者等 1 人につき 1 回限りとする。ただしGPS端末機の拡充により選択肢が増えた場合は、この限りではない。
- 3 月額基本料金の助成期間は、前条第2項により利用を開始した日の属する月から契約を解除した日の属する月までとする。

（助成金の支払）

第6条 区長は、前条における助成金の請求があったときは、利用者に対し、速やかに助成金を支払うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、区長は、利用者の委任に基づき、助成金の受領について協定事業者に委任したときは、当該利用者に支払うべき助成金の限度において、当該利用者に代わり、助成金を協定事業者に支払うことができる。
- 3 前項の規定による支払いがあったときは、同項の利用者に対し助成金を交付したものとみなす。
- 4 前3項のほか、助成金の支払方法等は、別に定める。

（助成資格の消滅）

第7条 助成資格は、次のいずれかに該当したときは消滅する。

- (1) 第2条に定める要件に該当しなくなったとき。
- (2) 高齢者等が介護保険施設等の施設に入所したとき。
- (3) 利用者から利用の取消しの申し出があったとき。
- (4) 虚偽の申請によってGPS端末機の利用を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が助成の必要がないと認めたとき。

(助成金の返還)

第8条 区長は、前条第4号に該当する者から、助成を受けた額の全部または一部を返還させることができる。

(利用状況の報告)

第9条 協定事業者は、翌月までに、前月分のGPS端末機の利用状況その他区長の指定する事項を区長に報告しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、区長は、必要があると認めたときは、GPS端末機の利用状況その他必要事項の報告を求めることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成12年9月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年1月6日から適用する。

付 則

この要綱は、平成29年5月22日から適用する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

付 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

2 この要綱の適用日前において、改正前の高齢者等GPS端末機利用助成事業実施要綱第5条に基づく助成を受けている者であって、適用日後も引き続き利用の継続を確認できるものには、改正後の高齢者等GPS端末機利用助成事業実施要綱（以下「改正後の要綱」という。）第3条第3項に基づく助成決定の通知があったものとみなし、改正後の要綱の規定を適用する。